真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	児童手当支給事業		担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連する SDGs･DX	
施策名　No	1	子育て支援の充実		

成果指標	名　称	単　位	初年度からの実績値の比較 R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
	合計特殊出生率	―	1.09					1.54
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

児童を養育している者に児童手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。
【支給対象者】18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者
【所得制限】なし
【支給額（月額）】3歳未満：15,000円　3歳以上高校修了前：10,000円　（※ただし第3子以降は30,000円）

・昭和46年5月　国の児童手当制度の制定。児童手当制度は、当初、児童を3人以上養育する家庭に支給することとされていたが、昭和61年6月から第2子以上に拡大、平成4年1月からは第1子からに拡大。支給額についても段階的に改善が行われ、当初は3,000円であったものが、昭和50年に5,000円、平成4年1月からは第3子以降1人につき10,000円とされた。
・平成12年6月　支給対象児童を従来の3歳未満から義務教育就学前まで拡大、平成16年6月からは小学校3年生まで、平成18年4月からは小学校6年生までに拡大。
・平成19年4月分　3歳未満の児童手当の額が、第1子・第2子について倍増され、出産順位にかかわらず一律月額10,000円になった。
・平成22年4月　子ども手当制度の開始により児童手当としては支給されなくなったが、平成24年4月の法改正により児童手当の支給が再開。
・令和4年10月分　特例給付に所得上限額が設けられ、一部の者が受給できなくなった。
・令和６年１０月分　支給対象年齢を18歳まで拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額を3万円に増額、児童手当支給月の増加（年3回から年6回へ）、大学生相当年代を第3子加算のカウント対象に追加するなど制度が拡充された。
（令和7年2月末時点）
・児童手当受給者数　6,297人（児童手当受給児童数　12,114人）

前年度の課題（Check）

令和6年10月から児童手当制度が下記のとおり改正され、システムの改修や改正内容の周知、対象者への申請勧奨を行った。制度改正に伴い、事務が複雑化し、事務作業量が大幅に増加した。
（1）支給対象年齢を18歳まで拡大
（2）所得制限の撤廃
（3）第3子以降の支給額増額
（4）児童手当支給月の増加
（5）大学生相当年代を第3子加算のカウント対象に追加

7年度振り返り

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
・定例支給（年6回、偶数月）
・月2回のサイクルで認定請求、各種届出に対する事務処理を実施
・支給誤りや申請もれを防ぐため、月1回住基異動一覧と児童手当受給状況の突合
・新たに現況届の提出対象になる方（第3子加算を受けている方のうち、学生以外の大学生年代の子がいる方）への通知
・年度末に高校卒業および22歳到達前に短大や専門学校を卒業予定の方への第3子加算継続の申請勧奨通知を送付
・制度拡充後及びシステム標準化に対応した事務マニュアルの作成
・データ標準レイアウト改版によるシステム改修
・児童手当各種手続きについてオンライン申請フォーム追加
・市ホームページに事例ごとの記載、様式の追加

【2】結果と課題（Check）
制度拡充に伴う支給対象年齢の拡大、支給額及び支給月の増加等により、新受給者に対する勧奨通知等の送付や新受給者の認定審査等の事務が増加かつ煩雑化している。
また、令和7年12月に児童手当システムが標準化され、改修等による事務作業も増加している。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

（1）ただちに取り組むべきこと
手当の支給事務について、効率的かつ適正な手法と計画的な業務スケジュールを確立し、6月支給分から順次実施していく。

（2）長期的な計画で検討すること